

西宮起業家連携コミュニティ”みやこむ” 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このグループは「西宮起業家連携コミュニティ”みやこむ”」(以下「本グループ」言います)と称します。

(事務局)

第2条 本グループの事務局は、以下におきます。

西宮市宮西町3丁目24番地
株式会社みらいている内

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本グループは、西宮市を中心として活動する多種多様な事業者が、事業に関する情報共有を図りながら、新たな事業を展開する上での問題点を協議したり、連携した企画を実施することなどを通じて、会員が相互に協力しながら、各々が事業者として成長していくことを目的とします。

(活動内容)

第4条 本グループは、前条の目的を達成するために、次の各号の活動(事業)を行います。

- (1) 経営課題を解決するためのセミナー開催
- (2) 会員交流を含む各種イベントの開催
- (3) 大学や大手企業との連携事業
- (4) 西宮への地域社会貢献活動
- (5) その他、本グループの目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員の資格)

第 5 条 本グループの会員は、次の 2 種類とします。

- (1) 正会員は、本グループの目的に賛同して入会した個人又は団体とします。
- (2) 賛助会員は、本グループの活動に資すると認められ、同活動を賛助するために入会した個人又は団体とします。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする個人又は団体は、本グループに入会を申し出、役員会の承認を得るものとします。入会の条件及び入会申込の方法については別途細則にて定めます。

(会費)

第 7 条 会員は、定められた会費を納入する義務を負います。

2. 会費の金額は次のとおりとします。

- (1) 正会員 年会費 12,000円
- (2) 賛助会員 年会費 なし

3. 4月1日の時点で在籍する会員は、当該事業年度の定時総会開催までに、上記会費を納入しなければなりません。ただし、本グループ設立初年度の会費については、設立総会開催の日から3ヶ月以内に納入しなければなりません。

4. 各事業年度の途中で入会した場合には、上記年会費を月割りした金額のうち、当月以降の金額を会費として、入会日から2ヶ月以内に、納入しなければなりません。

5. 各事業年度の途中で退会あるいは除名された場合においても、会費は返金しないものとします。

(退会)

第 8 条 会員は、本グループに退会を申し出、任意に退会できるものとします。退会の申し出についてはあらかじめ代表へ退会する旨を通知することとします。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなします。

- (1) 本人が死亡し、又は本グループが消滅したとき
- (2) 会費を3か月以上納入しないとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、役員会において会員を除名することができます。

- (1) 法令、本規約に違反したとき
- (2) 本グループ内における過度な営業活動、政治・宗教に関する活動、他団体への勧誘、署名活動などの行為を行ったとき
- (3) 本グループの名誉をき損し、又は秩序を乱す行為をしたとき

第4章 役員

(役員)

第10条 本グループに次の役員をおきます。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 3名以内

2. 前項第2号の副代表は、前項第3号の会計を兼ねることができます。

(役員を選任)

第11条 役員は、正会員の中から、総会において選任します。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とします。ただし再任を妨げません。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とします。

2. 役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(役員任務)

第13条 代表は、本グループの活動を統括します。

2. 副代表は、代表のグループ活動の統括を補佐し、代表に事故があるときの職務を代行します。

3. 会計は、本グループの会計を担います。

4. 監査役は、本グループの活動及び会計を監査し、その結果を総会に報告します。

第5章 総会

(総会)

第14条 本グループの総会は、会員をもって構成し、年に1回開催するものとします。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとします。

2. 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 規約の制定、変更又は廃止
- (2) 本グループの解散
- (3) 活動計画及び収支予算の決定
- (4) 活動報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他本グループの活動に関する重要な事項

3. 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができません。
4. 総会の議長は、総会において選任します。
5. 総会の議事は、議長を除く出席正会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。
6. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。この場合において、前第3項、第5項の規定の適用については、出席したものとみなします。
7. 天変地異等やむを得ない理由により総会の開催が困難な場合は、前第2項による総会において議決すべきものとされた事項について、正会員から明確な反対意見の表明がない限り、書面による決議をもって総会の決議があったものとみなします。また、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 役員会及び分科会

(役員会)

第15条 本グループの役員会は、代表及び副代表をもって構成し、月に1回程度開催するものとします。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとします。

2. 役員会は、以下の事項について議決します。
 - (1) 細則の制定、変更又は廃止
 - (2) 総会への提案事項
 - (3) 活動計画及び収支予算に関する総会への提案事項
 - (4) 活動報告及び収支決算に関する総会への提案事項
 - (5) 会員の入会又は退会に関する事項
 - (6) 分科会の副リーダーに関する事項
 - (7) その他本グループの活動に関する軽微な事項
3. 役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ、開会することができません。
4. 役員会に出席できない副代表は、担当する分科会の副リーダーを代理人として議決権の行使を委任することができます。この場合において、前項及び本条第7項の規定の適用については出席したものとみなします。
5. 監査役は、役員会に出席して意見を述べることができます。

6. 役員会の議長は、代表が務めます。
7. 役員会の議事は、議長を除く出席役員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。
8. 現に役員会の開催場所に赴くことができない役員は、テレビ会議や電話会議、WEB会議等の方法によって当該役員会へ参加することができ、前項及び本条第3項の規定の適用については出席したものとみなします。
9. 役員会の議事については、議事録を作成しなければなりません。

(分科会)

第16条 本グループには、以下の分科会を置きます。各分科会は担当の副代表が主宰し、所属会員と協議、協力して活動します。

- (1) みやゼミ分科会
- (2) コラボ分科会
- (3) 総務分科会

2. 分科会の活動は、その都度、次の役員会に報告し、役員会の承認を得るものとします。
3. 分科会の議長は、担当の副代表が務めます。
4. 分科会は担当の副代表をリーダーとします。リーダーは、各分科会において、リーダーの業務を補佐する副リーダーを2名以内、指名することができます。尚、副リーダーの選任については、役員会の承認を必要とします。

第7章 会計

(経費)

第17条 本グループの活動にかかる経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてることとします。

(財産管理)

第18条 本グループの財産は、会計がこれを管理します。

(事業年度)

第19条 本グループの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第8章 雑則

(その他)

第20条 この規約の施行にあたり必要な事項は、代表が会員に諮り別途定めます。

附 則

1. 本規約は、平成30年 4月23日より施行します。
2. 本規約は、平成31年 4月22日より施行します。
3. 本規約は、令和 2年 4月28日より施行します。